

公益社団法人日本金属学会 産学協創研究会規程

（規程の目的）

第1条 この法人の定款に定める調査・研究事業のうちの産学協創研究会（本研究会）に関する業務を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

（名称）

第2条 この規程の名称は、産学協創研究会規程とする。

2 この規程の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。

（連絡先）

第3条 本研究会の連絡先は、事務局の担当者とする。

2 前項にかかわらず、本研究会の構成員の連絡先を別に設けることができる。

（研究会の目的）

第4条 本研究会は、分野を超えた取り組みを強化すべき課題に対して産・学・官が連携して取り組んでいくことを目的とする。

（業務）

第5条 本研究会の業務の内容は次のものとする。

- (1) 本研究会の企画の立案
- (2) 本研究会の業務の推進
- (3) 本研究会の報告書の作成
- (4) 本研究会の成果の公開
- (5) その他理事会の決議による業務

2 本研究会の業務の内容の変更は、理事会の決議を要する。

3 本研究会の業務の計画および報告の概要は、この法人の事業計画書および事業報告に一括して記載する。

4 本研究会の成果の公開は、この法人のホームページでの公開、講演大会での発表および学術誌への掲載、シンポジウムの開催等による。

（組織）

第6条 本研究会の業務を執行する組織の構成員と数は、次の通りとする。

- (1) 代表世話人：1名
- (2) 副代表世話人（必要に応じて選任することができる）：1名
- (3) 世話人：数名
- (4) 構成員：数名

2 他の学協会と連携した組織とすることもできる。

（構成員の選任）

第7条 本研究会の構成員は、理事会で選任する。

2 代表世話人はこの法人の会員から選任しなければならない。

3 副代表世話人を選任することができる。

4 代表世話人、副代表世話人、世話人のいずれか1名は、民間企業から選任すること。

5 構成員は主に会員の中から選任するが、必要に応じて外部の専門家から選任することができる。

6 原則として、構成員の三分の一以上を民間企業から選任すること。

7 理事会での選任に先立って、本研究会から構成員の候補者を理事会に推薦することができる。

(本研究会の活動期間および本研究会の構成員の任期)

第 8 条 本研究会の活動期間は 1 期 4 年以内とする。

2 本研究会の構成員の任期は、当該研究会の活動期間とする。

3 必要に応じ、理事会の決議により、活動期間を 1 期 4 年間ずつ延長することができる。

(構成員の退任)

第 9 条 本研究会の構成員は、任期が満了すれば退任する。

2 前項にかかわらず、構成員は届出により退任することができる。

3 法令等ならびにこの法人の定款、細則およびこの規程に違反したり、この法人の名誉を傷つけた場合もしくは退任させるべき正当な事由がある場合には、理事会の決議により退任させることができる。

(募集)

第 10 条 本研究会は、理事会によって設置するもののほか、公募する。

2 募集は、この法人の会報およびホームページに掲載する。

3 応募は、代表世話人が所定の書式により行う。

(審査)

第 11 条 本研究会設置の採否は審査による。

2 応募されたものの審査は、企画委員会で第 1 次審査を行い、理事会で最終審査して、設置を決定する。

3 理事会によって設置するものは、理事会で審査して、設置を決定する。

4 本研究会の毎年の採択数は、財政および予算の範囲内で行う。

(審査結果の公表)

第 12 条 審査結果はこの法人の会報およびホームページに公表する。

(運営)

第 13 条 本研究会の運営の分担は次の各号による。

(1) 代表世話人は研究会をとりまとめる。

(2) 世話人は、代表世話人を補佐する。

(3) 研究会の構成員は、分担してこの研究会の業務を執行する。

2 本研究会の開催頻度は、業務の必要度に応じて、当該研究会で決議する。

(費用)

第 14 条 この法人は、それぞれの研究会の業務の推進のため、その費用の一部を負担する。負担限度額は年間 500,000 円を上限とする。

2 研究会の事業費用負担は、この法人の調査・研究事業収益で賄う。

3 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。

4 前 3 項で費用を賄えない場合は、本研究会の採択数を縮小する。

(会計)

第 15 条 本研究会の業務に係わる予算および決算は、この法人の会計業務執行理事の指示および承認により事務局が行い、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

3 第 1 項の決算は、公認会計士及びこの法人の監事による会計監査を受けなければならない。

（事業年度）

第 16 条 本研究会の事業年度は、この法人と同一とする。

（成果の報告と公表）

第 17 条 本研究会の成果は報告書にとりまとめ、会計書類と共にこの法人に送付しなければならない。

2 成果報告書の概要をこの法人のホームページおよびこの法人の会報「まてりあ」に公表しなければならない。

（解散）

第 18 条 本研究会を財政的に継続する目処がたたなくなった場合または本研究会を継続する意義がなくなった場合には、理事会の決議により、本研究会を解散することができる。

（企画委員会の関与）

第 19 条 この規程に疑義が生じた場合は、企画委員会で協議する。

（規程の改廃）

第 20 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

（規則）

第 21 条 この規程の運用に必要な事項は、企画委員会の決議により規則に定める。

附則

1. 2021 年 10 月 4 日 制定、施行（第 945 回理事会決議）
2. 2024 年 8 月 5 日 改訂（第 965 回理事会決議）第 18 条

2024 年 8 月 5 日改訂

	新	旧
第 18 条	本研究会を財政的に継続する目処がたたなくなった場合、または本研究会を継続する意義がなくなった場合には、理事会の決議により、本研究会を解散することができる。	本研究会の設置期限が来た場合および本研究会を財政的に継続する目処がたたなくなった場合または本研究会を継続する意義がなくなった場合には、理事会の決議により、本研究会を解散することができる。